

傷害保険における外来性と偶然性との関係 —被保険者の身体の外部からの作用による事故の意味をめぐって—

東北学院大学 横田尚昌

1. 被保険者の傷害の直接原因と間接原因

最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁は、事故の外来性の証明につき「被共済者の傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものではないことまで主張、立証すべき責任を負うものではない」とし、その調査官解説では「相当因果関係説は、近因説と異なり、傷害の発生に複数の原因が併存することを否定するものではない」と指摘する（中村心『最判解説民事篇平成19年度』549頁）。

しかしながら、ただ一つしかない生命について事故死と病死が両立する場面は考え難い。たとえば、被保険者が疾病により死亡する瞬間に落雷を受けたような場合であっても、医学的に厳密にみれば疾病と落雷事故のどちらかが先に被保険者の命を奪ったことになる（あとは立証の問題である）。また、事故は一瞬の出来事であるのに対して、疾病は罹患から死の転帰まで進行する時間がある。

そして、上記判例の事案で注意すべきは、パーキンソン病による嚥下機能障害それ自体が被保険者に窒息傷害を被らせたわけではない点である（直接原因とはなり得ない）。被共済者が窒息傷害を被った直接原因は、あくまでも粘度のある餅を嚥下した時、それが喉に詰まる作用によって生じた事故にある。嚥下機能障害は、その事故発生に影響を及ぼしていた間接原因に過ぎない。

これらのことからすると、上記判旨は、請求者側が「外部からの作用による事故」と「被保険者の傷害」との間に相当因果関係のあることを主張、立証した場合には、外来の事故で傷害を被ったというべく、ただその「作用」を惹き起した理由（間接原因）が疾病でないことまで主張、立証する責任は負わない趣旨であると考えられる（中村・前掲545頁は「当該外部からの作用が生じた原因が疾病であってもかまわない」とする）。したがって、被保険者死亡の直接原因が事故死か病死かの二者択一で争われる場合の請求者側は、事故死の主張、立証をする中で、病死の可能性を否定する主張、立証も結果的に行っているものと思われる。

2. 事故の外来性をめぐる2つの因果関係

かくして、上記判旨によれば、被保険者が外来の事故で傷害を被ったと認定されるためには、請求者側は次の二つの因果関係を主張、立証しなくてはならない。その一つは、外部からの作用と事故の間の因果関係であり、もう一つは、その事故と傷害の間の因果関係である。これらのうち前者の因果関係は、外来の事故が発生したことの主張、立証の中に含まれていて、特段問題視はされてこなかった。

ところが、この点を意識せざるを得なくなったのが、吐物誤嚥事故をめぐる最判平成25年4月16日最高裁判所裁判集民事243号315頁の事案である。

同判決は、被保険者が吐物誤嚥して窒息死したことを外来の事故による死亡と解するが、この解釈に対しては既に幾つかの考察がなされ議論が展開されている。

3. 故意による事故招致の問題との関係

そして、この解釈を前提にすると、さらに次の疑問が生ずる。

まず、吐物誤嚥はたとえ嚥下機能障害が重度であっても常に起こるわけではない。仮に吐物を誤嚥しても咳嗽反射によって吐物が気管内から排出され窒素傷害に至らない場合もあり得る。つまり、被保険者の吐物誤嚥による窒息は、同人の意思で制御することができずに（故意によらず）偶発的に発生する。しかも一旦誤嚥し気道閉塞してしまったら、窒息死亡に至る経過は急激である。そうすると、これは急激かつ偶発的な外来の事故ということになる。

このことを念頭に、もし被保険者が医師から、精神薬の服用と同時に相当量の飲酒をすれば嘔吐のみならず反射運動能力低下・嚥下機能障害の副作用増強が高確率で出現する旨を知らされていたとする。そして、被保険者は吐物誤嚥事故で窒息死亡する方法によって自殺しようと思い精神薬を服用し相当量の飲酒をした。そうしたら、目論みどおりに被保険者は吐物誤嚥で窒息死亡してしまったとする。この場合、被保険者は吐物誤嚥事故の発生を予見して故意にそれを招致する行為（精神薬服用同時飲酒）をしていたことになる。それでも、当該吐物誤嚥事故は急激かつ偶発的な外来の事故であると言えるのか。言えるとするれば、被保険者の自殺の故意はどのように位置づけられその立証責任は誰が負うのか。これらの点につき確認したうえで、必ずしも発生するわけではない事故に対する被保険者の予見と、同人がその事故を故意招致しようとする事との関係について考察する。